

企画競争実施の公示

令和5年11月10日

国土交通省関東地方整備局
利根川上流河川事務所長

関東地方整備局利根川上流河川事務所における自動販売機の営業を希望する者の募集を、次のとおり公示する。

1. 業務概要

(1) 業務内容

利根川上流河川事務所における自動販売機の営業

(2) 募集対象業者

上記(1)について自動販売機(飲料の販売)の営業を希望する者 2者

(3) 募集対象施設の概要

- ①施設名 利根川上流河川事務所
- ②所在地 埼玉県久喜市栗橋北二丁目19番1号
- ③官署職員数 約120人
- ④自動販売機の設置台数 2台(1者1台) 「企画競争実施にかかる説明書」のとおり

(4) 営業期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。なお、使用許可の更新は認めない。

(5) 営業の条件等

別紙1のとおり。

2. 企画競争参加資格要件

企画提案書の提出者は、以下に掲げる要件を満たしていること。

- ①予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(注) 予算決算及び会計令は、別添資料1を参照。
- ②会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(競争参加資格の公示に基づき再申請手続を行った者を除く。)でないこと。
- ③過去5年間に飲料の販売実績があること。
- ④企画提案書提出期限の日において、貸金や残業代の不払い、労使協定や就業規則違反等により労働基準監督署から処分を受け、又は書面による行政指導を受け、当該処分又は指導が継続中の者でないこと。また、過去3年間に営業に関して贈賄等不法行為により起訴されていないこと。(法人の場合は「役員」を含む。)
- ⑤企画提案書提出期限の日において、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第60条の規定による処分を受け、又は当該処分が継続中の者でないこと。

- ⑥設置する飲料の自動販売機については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく最新の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たしていること。
- ⑦法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑧役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- ⑨役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
- ⑩役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていないこと。
- ⑪役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑫暴力団又は暴力団員及び⑧から⑪までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3. 企画提案書の評価項目及び基準

- (1) 業務の受注実績等
- (2) 実施体制
- (3) 販売品目等の提案内容
- (4) 国有財産使用料

※ 詳細は企画競争実施にかかる説明書（以下「説明書」。）のとおり。

4. 手続等

- (1) 担当部局

〒349-1198 埼玉県久喜市栗橋北二丁目19番1号
国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所 総務課
TEL 0480-52-3952
FAX 0480-52-3964

- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- 1) 期間 令和5年11月10日（金）から令和5年12月12日（火）までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、9時00分から16時00分まで。

- 2) 場所及び方法

上記（1）と同様の場所において交付する。

郵送による交付を希望する者は、上記（1）の問合せ先に申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

なお、郵送事故等による到着の遅れが生じた場合であっても、これを理由とした下記の企画提案書の提出期限の延期は認められない。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

1) 期限 令和5年12月12日(火) 16時00分

2) 場所 上記(1)に同じ。

3) 方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録の残るものに限る。なお、郵便による場合は、上記期限内に提出場所に到達すること。)

(4) 施設等見学

施設及び設備等の見学は企画提案書の提出前まで受け付けるので、見学を希望する場合は、事前に上記(1)の問合せ先に連絡(電話)のうえ、その指示に従うこと。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無
無。

5. 国有財産の使用許可及び許可期間

営業業者に決定されたときには、関東地方整備局長に対し国有財産法に基づく国有財産使用許可申請を行い許可を得るとともに、国有財産使用料(提案された金額に使用面積を乗じ、当該金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額)を支払うものとする。

使用許可期間は営業期間とする。なお、使用許可の更新は認めない。

国有財産使用料は、国有財産にかかる規定に基づき、毎年度改定を行う。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は企画提案者側の負担とする。

(3) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合当該企画提案書は無効とする。

(4) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づく開示請求があった場合に、特定した企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがある部分を除き、開示の対象となる場合がある。また、提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用はしない。

(5) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、国有財産法に基づく使用許可手続の完了までは、国との権利関係を生じるものではない。

(6) 特定した企画提案書(添付書類等を含む。以下同じ。)は返却しない。

(7) 特定しなかった企画提案書は返却する。

(8) その他の詳細は説明書による。